

令和2年12月10日

内部質保証委員会

内部質保証に関する方針及び手続

1. 内部質保証に関する大学の基本的な考え方

本学の理念・目的を実現するため、内部質保証システムを構築し、自ら大学組織の運営・活動状況の点検及び評価を行い、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、恒常的かつ継続的に質の保証及び向上に努め、教育・学習・研究等の適切な水準を維持することにより、学生の全人的な成長を図り、高等教育機関としての社会的使命を果たすものとする。

2. 全学内部質保証推進組織の権限と役割

本学において、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長の下、副学長を委員長とし学科長、大学院薬学研究科長及び学外有識者等で構成する「内部質保証委員会」を設置し、内部質保証の基本方針に関すること、自己点検・評価の適切性及び有効性の点検・評価等を検証する。

3. 全学内部質保証推進組織と学部・研究科その他の組織との役割分担

全学内部質保証推進組織である「内部質保証委員会」が策定した内部質保証の基本方針に基づく自己点検・評価の学内の活動は、大学執行部を中心に組織する「自己点検・評価委員会」が統括し、教育研究等の状況について自己点検及び評価の項目設定を行い、学部教授会、大学院薬学研究科会議をはじめ学内の各委員会等が、PDCAサイクルを適切に機能させることによって、恒常的かつ継続的に教育の質の保証及び向上を図り、教育・学習等の適切な水準を維持する体制としている。

また、「自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価結果について、広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組む。

4. 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針 等

(1) 学位授与方針、教育課程の編成・実施の方針、入学者受入方針に基づく教育の企画・設計

薬学部の薬学科及び生命創薬科学科並びに大学院薬学研究科の生命創薬科学専攻博士課程(前期)、生命創薬科学専攻 博士課程(後期)及び薬学専攻博士課程[4年制課程]において、3つの方針(ポリシー)を明確にし、入学から卒業(修了)に至る教育研究活動の道筋をより具体的に示す。

(2) 運用・手続

- 1) 全学内部質保証推進組織である内部質保証委員会の責務、審議事項、その他内部質保証のための体制と手続に関しては「明治薬科大学内部質保証に関する規程」に定める。
- 2) 学部及び大学院の自己点検・評価活動の業務、運営に関しては「明治薬科大学自己点検・評価委員会規程」に定める。
- 3) 学内各委員会等における自己点検・評価活動については、自己点検・評価委員会が連絡・調整を図り、各委員会等がPDCAサイクルを適切に機能させて進める。
- 4) 全学内部質保証の評価基準については、大学基準協会が掲げる大学基準に基づく点検・評価項目とする。

(3) 検証及び改善・向上のための指針

内部質保証委員会は、自己点検・評価委員会からの自己点検・評価の報告に基づき、教育研究等の状況を検証し、内部質保証に資するものとなるための改善・向上の方策を審議し、学長に提言する。

以上